

地域コミュニティ活性化推進計画(案)に対するパブリックコメント実施結果

項目	コメント内容	コメントに対する市回答
第2章 基本計画	1)地域の多様な団体例えば、自治会、公民館、老人クラブ、小中学校、児童民生委員、女性団体、防犯パトロール、消防団、児童クラブ、校区社協、自主防災組織、NPO……等との関連は？	地域の多様な団体は、地域コミュニティ協議会の設立から関わっていただき、地域コミュニティ協議会の会員として参加することとなります。 なお、各々に立地する企業、地域で独自に運営している地域づくり・地域おこし団体など、校区・地区により状況が異なるため、各地域コミュニティ協議会の設立時に各種団体がどのようにコミュニティ協議会へ参画するのか、コミュニティ協議会毎の検討が必要です。
	2)機能別にどんな役職員を置くのか。組織、再編、任務責任。	地域コミュニティ協議会の運営体制としては、地域コミュニティ協議会を代表する会長、会長を補佐する副会長、監事、事務を行う事務局へ事務局長が置かれることを想定しています。 また、地域コミュニティ協議会が取組む課題解決に向けた活動テーマは多岐にわたるため、効率的な運営のための部会を設置します。各部会は、総務部会、青少年育成部会等の他、活動テーマごと（福祉、子育て、環境、広報など）に各団体が参画する部会や、活動団体ごとに結成する部会等が考えられます。 ただし、これらはあくまで一例であり、地域コミュニティ協議会において機能別にどのような役職・組織を置くことについては、地域内で協議し決定するものであります。
	3)担当職員の任免、給与、手当の有無、ボランティアか。	地域担当職員制度は、現在、全ての職員を出身地や居住地を元に各校区・地区公民館に配置し、2～5名の職員を担当職員に、その他の職員を協力員として任命しており、校区・地区公民館からの要請に応じて活動しています。 活動に対しては、勤務時間中は通常の勤務として、勤務時間外及び休日は時間外手当を支給しています。なお、地域担当職員としだけでなく、市職員は地域住民の一人として、積極的に地域活動に参加するよう条例に定めています。

項目	コメント内容	コメントに対する市回答
2. 計画における項目無し（自治会の在り方についての提言）	1) 加入者減は、ご指摘のとおりだが、百年黄河の河清を待つが如し。	自治会加入促進のため、住宅取扱事業者の組合等との協定締結や未加入者への個別訪問、のぼり旗の設置や啓発物の配布などを行いました。加入率向上のための対策としては効果が上がりませんでした。 地域コミュニティ協議会では、自治会の加入または未加入に関係なく、地域コミュニティ協議会の取組みに参画していただくことを計画しています。 また、自治会は、地域コミュニティ協議会の中心的な役割を担っていくことに変わりはありませんので、市は、自治会加入促進の取組みも継続して行ってまいります。
	2) 自治会を無くし、行政の末端組織として小字を単位に（人口により細分）設置する。会費は0とし代表者の手当は、現行の自治会補助金を充てる。（注）現行は、イベントなしの自治会が多いのでは。	市町村において行政区を設置し、行政区長が自治会等の加入・未加入に関係無く文書配布等を行っている自治体もありますが、個人情報取扱いの厳格化や令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入等により、制度運用は年々難しくなっている状況にあります。 このことから、市は、自治会が地縁による任意の団体であることを鑑み、廃止等を検討するものではないと考えています。 なお、自治会振興助成金については、イベントだけでなく自治会の活動に広く活用することとしており、使途については定めておりません。将来的には、活動状況に応じて交付するなど、自治会振興に役立つような補助金となるよう見直しを行ってまいります。
	3) 伝統行事の継承、イベント等は同好会を募り行う。 （参考）往事は、部落に加入しないと入会権が得られず、かつ、閉鎖社会では村八分にされる懸念もあり、集落は維持されてきた。	伝統行事の継承及びイベントについては、校区・地区公民館や自治会、各保存会等で行っておりますが、今後、その内容の継続については、地域コミュニティ協議会内で協議し、決定することとなります。 また、地域コミュニティ協議会が行う事業は、イベント中心で実施されるものではなく、地域の課題を地域住民で話合って決めることを基本としています。